令和７年第１回　東浦町教育委員会臨時会議事日程

令和７年３月４日(火)　午前９時 30 分

東浦町役場　第１会議室

開　　会

日程第　1　　議案第５号　　令和７年度東浦町教職員の人事異動について

【学校教育課】

日程第　2　　議案第６号　　令和７年度教育行政重点施策について

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第　3　　議案第７号　　東浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について　【学校教育課】

日程第　4　　議案第８号　　東浦町教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について　【学校教育課】

日程第　5　　議案第９号　　東浦町教育委員会処務規程及び係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令について

【学校教育課】

日程第　6　　議案第 10 号　　東浦町公民館規則を廃止する規則について

【生涯学習課】

日程第　7　　議案第 11 号　　東浦町中央図書館規則を廃止する規則について

【生涯学習課】

日程第　8　　議案第 12 号　　東浦町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について　【生涯学習課】

日程第　9　　議案第 13 号　　東浦町文化財保護条例施行規則を廃止する規則について　【生涯学習課】

日程第　10　　議案第 14 号　　東浦町郷土資料館規則を廃止する規則について

【生涯学習課】

日程第　11　　議案第 15 号　　東浦町誌編さん委員会規則を廃止する規則について

【生涯学習課】

日程第　12　　議案第 16 号　　東浦町スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について　【スポーツ課】

日程第　13　　議案第 17 号　　東浦文化広場規則を廃止する規則について

【スポーツ課】

日程第 14　議案第 18 号　東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について　【スポーツ課】

日程第 15　議案第 19 号　東浦町岡田川テニス場規則を廃止する規則について　【スポーツ課】

日程第 16　議案第 20 号　東浦町ふれあいセンター規則を廃止する規則について　【スポーツ課】

日程第 17　議案第 21 号　町長部局に係る規則の制定について　【秘書人事課】

日程第 18　議案第 22 号　東浦町教育委員会名義後援について「バスケットボールの無料体験会」　【スポーツ課】

日程第 19　報告第６号　東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付要綱について　【学校教育課】

閉　　会

　　時　　分

次回

第３回定例会

令和７年３月 31 日(月)　午後２時 30 分

場所　東浦町役場　３階　合同委員会室

自由討議

議案第５号

令和７年度東浦町教職員の人事異動について

令和７年度東浦町教職員の人事異動について、資料１のとおり提案するものとする。

令和７年３月４日提出

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

議案第６号

令和７年度教育行政重点施策について

令和７年度教育行政重点施策を資料２のとおり定めるものとする。

令和７年３月４日提出

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

提案理由

教育基本法第 16 条第３項の規定に基づき、提案するものである。

議案第７号

東浦町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

東浦町教育委員会事務局組織規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和 54 年東浦町教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（事務局の組織） 第２条　教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に**こども未来部**を置き、**こども未来部**に**教育課**を置く。	（事務局の組織） 第２条　教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に**教育部**を置き、**教育部**に**学校教育課、生涯学習課及びスポーツ課**を置く。
２　**教育課**においては、次の事務をつかさどる。	２　**学校教育課**においては、次の事務をつかさどる。
（１）**教育委員会**に関すること。	（１）**教育委員会の会議**に関すること。
（２）略	（２）略
	（３）教育委員会の所掌に係る予算に関すること。
（３）略	**（４）**略
（４）略	**（５）**略
（５）略	**（６）**略
（６）その他子どもの教育に関すること。	
（７）**学校給食センター**に関すること。	（７）**学校給食センターの運営及び管理**に関すること。
（８）**学校給食**に関すること。	（８）**給食計画**に関すること。
（９）**その他給食**に関すること。	（９）**給食費の経理**に関すること。
(10) **放課後児童健全育成に関する**こと。	(10) **統計、広報、その他他の課の主管に属しない**こと。
(11) 児童館に関すること。	
(12) ひがしうら地域クラブに関すること。	
	３　生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。
	（１）生涯学習の企画、調整及び推進に関

	すること。 （２）社会教育に関すること。 （３）文化の振興に関すること。 （４）図書館の運営及び管理に関すること。 （５）読書活動の推進に関すること。 （６）文化財の保護に関すること。 （７）町誌に関すること。 ４　スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。 （１）スポーツの振興に関すること。 （２）スポーツ施設の管理及び整備に関すること。
（係の設置） 第３条　教育課に教育企画係、学校教育係及び給食係を置く。	（係の設置） 第３条　前条に規定する課に次の係を置く。 （１）学校教育課　庶務係、学校教育係、学校給食係 （２）生涯学習課　生涯学習係、文化財係 （３）スポーツ課　スポーツ係
２　略	２　略
（職員の職及びその職務） 第４条　法令に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に、次の表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。	（職員の職及びその職務） 第４条　法令に特別の定めがあるものを除くほか、事務局の課に、次の表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。
職名 / 職務 部長 / 略 課長館長所長の項から技師の項まで略	職名 / 職務 教育部長 / 略 課長館長所長の項から技師の項まで略
２　前項に掲げるもののほか、必要に応じ、事務局に次の表の職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。	２　前項に掲げるもののほか、必要に応じ、事務局の課に次の表の職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。
職名 / 職務 参事 / 特に教育長が命ずる事	職名 / 職務 参事 / 特に教育長が命ずる事

	務を処理し、所属の職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、部長を補佐し、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹の項から統括課長補佐の項まで 略	
課長補佐 所長補佐	上司の命を受け、課長及び所長を補佐し、課又は学校以外の教育機関に関する事務を処理する。
主任の項　略	
主査	上司の命を受け、特に命ずる事務を処理する。

	務を処理し、所属の職員を指揮監督する。
主幹の項から統括課長補佐の項まで 略	
課長補佐 館長補佐 所長補佐	上司の命を受け、課長、館長及び所長を補佐し、課又は学校以外の教育機関に関する事務を処理する。
主任の項　略	
主査	上司の命を受け、特に命ずる事務を処理する。
司書 司書補	上司の命を受け、司書業務に従事する。
調理員	上司の命を受け、学校給食の調理業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、施設の清掃及び文書送達等の業務に従事する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（東浦町教育支援委員会運営規則の一部改正）

2　東浦町教育支援委員会運営規則（平成 26 年東浦町教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
	（庶務） 第７条　委員会の庶務は、学校教育課において処理する。
（委任） 第７条　略	（委任） 第８条　略

提案理由

機構改革に伴い、組織名称及び事務分掌を変更するため、提案する。

議案第８号

東浦町教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について

東浦町教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規程第　号

東浦町教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

東浦町教職員安全衛生管理規程（平成 21 年東浦町教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（総括安全衛生副管理者） 第６条　略 ２　総括安全衛生副管理者は、**安全衛生管理を所管する部の長**をもって充てる。 ３　略 （委員会の運営） **第 15 条**　略	（総括安全衛生副管理者） 第６条　略 ２　総括安全衛生副管理者は、**教育部長**をもって充てる。 ３　略 **（委員会の庶務）** **第 15 条　委員会の庶務は、学校教育課において処理する。** （委員会の運営） **第 16 条**　略

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

機構改革に伴い、組織の名称が変更となるため。また、庶務に関する規定については、事務を所管する課が行うことが明確であることから規定する必要がないため、提案する。

議案第９号

東浦町教育委員会処務規程及び係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令について

東浦町教育委員会処務規程及び係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会処務規程及び係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令

（東浦町教育委員会処務規程の一部改正）

第１条　東浦町教育委員会処務規程（昭和 54 年東浦町教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

公印の種類	ひな形	寸法（ミリメートル）	用途	管守者
教育委員会印	知多郡東浦町教育委員会印	24×24	一般文書用	教育課長
教育長印	知多郡東浦町教育委員会教育長印	21×21	一般文書用	教育課長
教育長職務代理者印	知多郡東浦町教育委員会教育長職務代理者之印	18×18	一般文書用	教育課長

学校印		45×45	卒業証書用	校長
		24×24	一般文書用	校長
校長印		24×24	一般文書用	校長
校長職務代理者印		21×21	一般文書用	教頭
学校以外の教育機関印	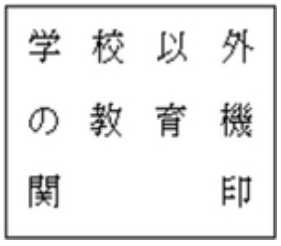	21×21	一般文書用	学校以外の教育機関の長
学校以外の教育機関の長印	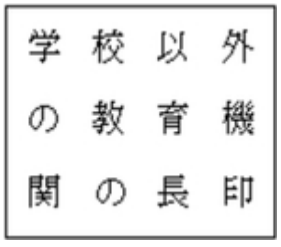	18×18	一般文書用	学校以外の教育機関の長

（係の所掌事務に関する規程の一部改正）

第２条　係の所掌事務に関する規程（昭和 54 年東浦町教育委員会訓令第２号）の一

部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の本則を改正後の欄の本則に改める。

改正後	改正前
東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第３号）第３条第２項の規定に基づき、同条第１項に規定する係の所掌事務を次のように定めるものとする。	東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第３号）第３条第２項の規定に基づき、同条第１項に規定する係の所掌事務を次のように定めるものとする。
教育課	**学校教育課**
教育企画係	**庶務係**
１から８まで　略	１から８まで　略
９　**放課後児童健全育成**に関すること。	９　**文書の収受、発送、保存及び廃棄**に関すること。
10　**児童館**に関すること。	10　**他の教育委員会との連絡調整**に関すること。
11　**ひがしうら地域クラブ**に関すること。	11　**部内の連絡調整**に関すること。
12　他の**係**の所管に属しないこと。	12　他の**課等**の所管に属しないこと。
学校教育係	学校教育係
１　略	１　略
２　**県費負担教職員**に関すること。	２　**県費負担教職員の任免、懲戒その他の進退の内申**に関すること。
	３　県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関すること。
３　略	４　略
４　略	５　略
５　略	６　略
６　略	７　略
	８　私学助成（私立幼稚園を含む。）に関すること。
７　略	９　略
８　略	10　略
９　**コミュニティ・スクールに関すること。**	
10　略	11　略
給食係	**学校給食係**

１から７まで　略	１から７まで　略 生涯学習課 生涯学習係 １　生涯学習の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 ２　公民館の設置、管理及び廃止に関すること。 ３　社会教育委員に関すること。 ４　社会教育の総合企画及び運営に関すること。 ５　公民館事業の統括に関すること。 ６　社会教育関係団体の指導育成に関すること。 ７　家庭教育、成人教育及び高齢者教育に関すること。 ８　青少年教育及び青少年健全育成に関すること。 ９　視聴覚教育に関すること。 10　芸術及び文化の普及及び向上に関すること。 11　図書館の設置、管理及び廃止に関すること。 12　図書館協議会委員に関すること。 13　読書活動の推進に関すること。 14　その他生涯学習に関すること。 文化財係 １　文化財の調査研究、指定、保護及び活用に関すること。 ２　文化財保護審議会委員に関すること。 ３　資料館の設置、管理及び廃止に関すること。 ４　町誌に関すること。 ５　その他文化財に関すること。 スポーツ課 スポーツ係

	１　体育施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。 ２　スポーツ推進委員に関すること。 ３　スポーツの推進の総合企画及び運営に関すること。 ４　スポーツの推進に関すること。 ５　学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 ６　社会体育関係団体の指導育成に関すること。 ７　体育レクリエーションに関すること。 ８　その他社会体育に関すること。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

機構改革に伴い、組織の名称及び所掌事務が変更となるため、提案する。

議案第10号

東浦町公民館規則を廃止する規則について

東浦町公民館規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町公民館規則を廃止する規則

東浦町公民館規則（昭和56年東浦町教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第11号

東浦町中央図書館規則を廃止する規則について

東浦町中央図書館規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町中央図書館規則を廃止する規則

東浦町中央図書館規則（平成３年東浦町教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第12号

東浦町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について

東浦町社会教育指導員に関する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則

東浦町社会教育指導員に関する規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第13号

東浦町文化財保護条例施行規則を廃止する規則について

東浦町文化財保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町文化財保護条例施行規則を廃止する規則

東浦町文化財保護条例施行規則（昭和53年東浦町教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第14号

東浦町郷土資料館規則を廃止する規則について

東浦町郷土資料館規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町郷土資料館規則を廃止する規則

東浦町郷土資料館規則（平成11年東浦町教育委員会規則第５号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第15号

東浦町誌編さん委員会規則を廃止する規則について

東浦町誌編さん委員会規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町誌編さん委員会規則を廃止する規則

東浦町誌編さん委員会規則（平成 11 年東浦町教育委員会規則第４号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第16号

東浦町スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について

東浦町スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

東浦町スポーツ推進委員に関する規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第２号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第17号

東浦文化広場規則を廃止する規則について

東浦文化広場規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦文化広場規則を廃止する規則

東浦文化広場規則（昭和58年東浦町教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第18号

東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について

東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年東浦町教育委員会規則第６号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第19号

東浦町岡田川テニス場規則を廃止する規則について

東浦町岡田川テニス場規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町岡田川テニス場規則を廃止する規則

東浦町岡田川テニス場規則（昭和63年東浦町教育委員会規則第２号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第20号

東浦町ふれあいセンター規則を廃止する規則について

東浦町ふれあいセンター規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和７年３月４日

東浦町教育委員会　教育長　庄　子　　亨

東浦町教育委員会規則第　号

東浦町ふれあいセンター規則を廃止する規則

東浦町ふれあいセンター規則（平成元年東浦町教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定（公布：令和６年12月25日、施行：令和７年４月１日）され、これらの規則に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとされたため、提案する。

議案第21号

町長部局に係る規則の制定について

このことについて、町長部局に係る規則を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第３項の規定により、東浦町教育委員会へ協議する必要がありますので、協議します。

2025年３月４日提出

東浦町長　　日　髙　輝　夫

提案理由

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により事務を管理し、及び執行することとされた町長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、町長は、あらかじめ東浦町教育委員会に協議しなければならないため提案するものである。

議案第 22 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和７年３月４日提出

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

事業の名称　バスケットボールの無料体験会
事業の主催　リーフラススポーツスクール
実　施　日　令和７年４月 19 日（土）
時　　間　13 時から 16 時まで
場　　所　藤江コミュニティセンター
対　　象　３歳以上の幼児及び小学生

提 案 理 由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

参考

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準

（審査事項）

第４条　事業の審査事項は、次のいずれにも該当するものであること。

（１）主催者は、次のいずれかに該当する者であること。

ア　国及び地方公共団体並びにこれらの関係機関

イ　東浦町から補助金を受けている学校教育、社会教育及び社会体育関係団体等並びにその下部組織

ウ　過去において、教育委員会が後援した実績のある者

エ　その他教育長が特に認めた者

（２）開催又は開設において、保健衛生及び災害防止について十分な安全対策が講ぜられていること。

（３）入場料、参加料は、原則として徴収しないこと。徴収する場合は、実費程度であること。

（４）原則として団体の拠点又は事業の開催地が本町を含む知多半島５市５町又は衣浦定住自立圏形成市町であること。対面で開催されない事業に関しては、参加者は主として同区域の住民であること。ただし、教育委員会が特別な理由を認めたときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず当該事業が次の各号いずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。

（１）営利を目的として行われる事業

（２）特定の政党又は宗教団体及びこれらに準ずる組織の後援・推薦等を受けている団体が主催する事業

（３）教育の中立性を損なう恐れのある事業

（４）会員制又は会員勧誘を前提とした事業

（５）公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある事業

（６）暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催、又は関与すると認められる事業

（７）前各号に挙げる事業のほか、教育長が支障があると認めた事業

３　教育長は、前条の審査において、必要に応じて教育委員会委員と協議し、承認の可否を決定することができる。

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内に住所を有する若者が自ら設定した目的を達成するために海外の国又は地域へ渡航する際の費用を補助する東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）町内に住所を有する 12 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者であること。

（２）補助金の申請をする日が属する年度の東浦町若者の海外挑戦応援事業に応募し、渡航計画が補助金の対象として認められた者であること。

（３）過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（４）帰国後、町が開催する報告会に出席できる者であること。

（５）補助対象者の世帯の構成員全員が、次のいずれにも該当していること。

ア　町税の滞納がないこと。

イ　東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第２条第２号に規定する暴力団員ではないこと又は同条第１号に規定する暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、当該補助対象経費に対し、他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を当該補助対象経費から控除するものとする。

（１）往復渡航費

（２）空港税等出入国手続きに係る諸費用

（３）旅券及び査証の取得手続きに係る諸費用

（４）渡航目的に即していると認められる用品の購入費用

（５）宿泊費（家賃、寮費及びホームステイ費用を含む。）

（６）交通費、光熱水費等現地滞在に係る費用（食費及び通信費を除く。）

（７）留学プログラム等に係る参加費用、授業料及び教材の購入に係る費用

（８）海外旅行保険加入に係る費用

（９）その他町長が適当と認める費用

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、100 万円又は補助対象経費（その額に１万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない方を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

（１）補助対象者の世帯の構成員全員に町税の滞納がないことを確認することができる書類

（２）第７条の規定による補助金の前払いを希望する場合は、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金前払請求書（様式第２）及び振込先の口座番号等が確認できる書類

（３）その他町長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、本町が保有する公募により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公募により確認し、書類の添付を省略することができるものとする。

（交付決定）

第６条　町長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付決定通知書（様式第３）により、申請者に通知するものとする。

（前払い）

第７条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を前払いで交付することができる。

（変更申請）

第８条　交付決定者は、申請書の内容に変更が生じたときは、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更承認申請書（様式第４）に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更決定通知書（様式第５）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日以内又は交付決定を受けた年度の３月 20 日のいずれか早い日までに、実績報告書を町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 10 条　町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金確定通知書（様式第６）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条　交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金請求書（様式第７）に、第５条第１項第２号の書類を提出してい

ない場合は振込先の口座番号等が確認できる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、第７条の規定により前払いで補助金の交付を受けているときは、既に交付を受けている補助金の額を差し引いて請求するものとする。

２　町長は、前項の規定による請求があった場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の精算）

第 12 条　交付決定者は、第７条の規定により前払いで補助金の交付を受けている場合で、第９条の規定により確定した補助金の額が既に交付を受けた額に満たないときは、差額を町長に返還するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 13 条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（２）提出すべき書類等が期日までに提出されなかったとき。

（３）自己都合により、渡航計画を中断したとき。

（４）その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１（第５条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付申請書

東　浦　町　長

申　請　者

住　　所

電 話 番 号

　　年度において、東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金の交付を受けたく申請します。

申請金額　　円

事業計画及び予算については添付のとおりです。

様式第２（第５条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金前払請求書

年　　月　　日

東　浦　町　長

請求者　　住　所　東浦町大字

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金前払い金として、下記の金額を請求します。

記

金　　円

振込先

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)

様式第３（第６条関係）

東浦町指令　　第　　号
年　　月　　日

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付決定通知書

東浦町大字　　字　　番地

様

東浦町長

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

なお、交付決定金額の内訳は、別紙東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付決定額内訳書のとおりです。

記

交　付　金　額　　金　　円
（うち、前払い金額　　円）

対象者氏名

様式第４（第８条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更承認申請書

東　浦　町　長

申請者　住　所　東浦町大字

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け東浦町指令教学第　　号で交付決定のありました東浦町若者の海外挑戦応援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、申請します。

なお、変更内容詳細については別添のとおりです。

記

１　変更前の交付決定額　　金　　円

２　変更後の補助金額　　金　　円

様式第５（第８条関係）

東浦町指令　　第　　号
年　　月　　日

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付変更決定通知書

東浦町大字　　字　　番地

様

東浦町長

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、　　年　　月　　日付け東浦町指令教学第　　号で通知しました交付金額を、下記のとおり変更しましたので通知します。

記

変更後の交付金額　　金　　円

対象者氏名

様式第６（第10条関係）

東浦町指令　　第　　号
年　　月　　日

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金確定通知書

東浦町大字　　字　　番地

様

東浦町長

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交　付　金　額　　金　　円

対象者氏名

様式第７（第11条関係）

東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金請求書

年　　月　　日

東　浦　町　長

請求者　　住　所　東浦町大字

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金として、下記の金額を請求します。

記

金　　円

振込先

金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)